



資料様式第3号

令和3年5月6日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 井上美津子



視察・調査 場 所	尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター
期 日	令和3年 4月 9日
経 費	5,000円
参加者氏名	井上美津子
視察・調査 目 的	自治体議会特別セミナーin尾道 「議員の資質向上」と「政務活動費の活用策」について、基本的な事項 から政策立案までを研修し、一般質問など今後の議員活動に活かす。
内 容 (視察先の 現状、竹原 市との比較 等)	「議員の資質向上」 ○議員の役割・機能・資質 ○二元代表制と議会改革 「政務活動費の活用策」 ○政務活動費とは ○政務活動費の適正な運用 ○政務活動費と政策立案 ○政務活動費を巡る問題点 詳細は別紙報告書に掲載
効果・成果 等	政務活動費の活用や議会の役割・機能・資質について基本的な事項から 政策立案までを学習しました。 一般質問など今後の議員活動に活かします。

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

日時／令和3年4月9日（金）13：30～16：00

場所／尾道市総合福祉センター

講師／自治体議会研究所 代表 高沖秀宜

『議員の資質向上と政務活動費活用策』《改革の底辺から底辺の改革を》の内容

1. 議員の資質向上

① 議会の役割・機能

- ・ 議事機関…一般的には住民の代表機関であり議決機関であるとされているが、憲法93条には議事機関として議会を設置するとある。
議事機関は、審議する、熟議する機関であるが中々熟議されていないのが現状である。
- ・ 監視する機関…長その他の執行機関の事務執行に対しこれを監視する。議会と長が相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づくもの。
 - ◎熟議するには、審議時間が短い、会期が短い議会が多いが通年議会にするとよい。
- ・ 政策形成機能…議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正動議、専門的事項に係る調査、条例の制定改廃の議決権等を担う。
特に予算は、市民のための予算か実証したうえで、修正は、施策のレベルを上げる事になり、議会の役目。
しかし、政策形成機能は発揮されていないし、議員も関心がないのが現状である。

② 議員の役割・資質

- ・ 議員の役割…住民の「代表」についての明確な規定はないが、議会基本条例で規定されている場合が多い。
 - (例) 議会は、市民を代表する議員によって構成される議事機関としての議決責任を深く認識すること。
 - (例) 一人一人の資質を高め、議会能力の議会機能の強化及び活性化に取り組むことにより、議員力及び議会力を強化する。
- ・ 議員に求められる資質…専門性（特定の分野に関する高い専門的知見を有すること、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うこと、合議体の議会において、意見集約し、合意を得るための調整能力など）
 - ◎監視機能や政策形成能力等の議会機能を一層発揮するためには、議会として議員の専門性を高める為の研修等を絶えず行うと共に、公聴会や参考人制度等

の活用を図りながら専門性を高めるべきである。

③ 「二元代表制」と「議会改革」

- ・二元代表制における議会の役割をどう捉えるか？

議会は首長の追認機関ではない。制度上は手をつなぐことは^ちりえない。

◎議会力を高めることが改革であり、そのために政務活動費を活用する。

- ・自治体議会をめぐる新しい状況…二元代表性の追求

「監視型」議会から「政策提言型」議会へ…執行機関への質問^ちだけから議員同士の討議を中心とした議会運営。

(議員からの発議)

- ・「議会改革」について

議会改革とは…「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制における機関対立主義の理念を^ち作動させようとする^ち物^ち

2. 政務活動費活用策

① 政務活動費とは何か

- ・地方自治法の規定…議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として交付することができ、当該政務活動費に係る収入および支出の報告を議長に提出するものとする。議長は、使途の透明性の確保に努める。

② 政務活動費の適正な運用

- ・議員活動の成果を上げるための支援措置
- ・議員研修の徹底
- ・議員が自発的に行うもの
- ・政務活動費は概算払いの預かり金
- ・収支報告は会計報告だけでなく活動の成果報告
- ・まず、議員活動を積極的に行うことが前提

③ 政務活動費と政策立案

- ・政策立案能力…政務活動費を使って調査研究をやり、その調査研究した結果、何らかの政策に練上げ、条例の提案まで持ち込むことができるかがポイント。
- ・政策立案は、検討された課題を解決するための有効な施策をまとめること
 - ☐政務活動費を使って調査すべき。調査研究に使用せずに^ち変換してよいのか？
- ・政務活動費の在り方…議会会派による政策の立案・決定・提言の機能を引き寄せて解釈し、その機能が適正に^ち発揮される方向で政務活動費の使途を^ち転換する☐使途の^ち拡大^ちはなく質の充実強化が必要。

④ 政務活動費をめぐる問題点

- ・政務活動費を廃止し、議員報酬を増額する議会がある。
- ・「政務活動」を何に^ち換えるか…むしろ議員の在り方、^ち銀の在り方が^ち改めて^ち厳し^ちき^ち問^ちい直されることになる。

- ・政策立法費に改正…「第二の報酬」ではなく、政策立案・提言機能を発揮するために
用途を制限すべきではないか（中央大学佐々木信夫教授）
- ・最近の政務活動費の不適切な事例…福井県議会・埼玉県議会・長崎県議会・京都市議
会・富山市議会

3. セミナーを受講して

議員一人一人の資質を高め、議会機能の強化及び活性化に取り組むことにより、議員力・議会力の強化につながる事、議会として議員の専門性を高めるために研修を行い、公聴会や参考人制度等の活用を図る事を学習した。

今後、政務活動費（調査研究費）を活用して資質を高めていき、一般質問など議会活動に活かしていきます。

新人からベテランまで！ 自治体議会特別セミナーin尾道

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と議会事務局職員のための「学びの場」です。

議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「政務活動費の活用策」について、基本的な事項から政策立案への活用策まで扱います。どうぞ尾道地域の自治体議会関係者の御参加をお待ちしております。

2021（令和3）年4月9日（金）

13：30～16：00（2時間半）

《議員の資質向上と政務活動費活用策》

記

◎日時：2021（令和3）年4月9日（金） 13：30～16：00（2時間半）（13時から受付）

◎会場： 尾道市総合福祉センター 2F会議室（予定）
尾道市門田町22-5 tel 0848-22-8385

◎受講料：5,000円（議員）、2,000円（職員）（当日払い）

◎講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣氏
（議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長）
（1953年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、
政策法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。
主な著書に『自治体議会改革講義』（東京法令出版、2018年）等がある。）

（プログラム）

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 議員の資質向上の在り方 | 2 「二元代表制」における議会活動 |
| 3 政務活動費の適正な使用 | 4 政務活動費を活用した政策立案の仕方 |

◎申込方法：下記の mail 又は電話にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。
（参加者・講師はマスク着用。消毒、3密には十分留意して少人数で実施予定。）

◎申込み・問合せ先：自治体議会研究所（代表：高沖秀宣）

mail: soukon830@yahoo.co.jp、電話：090-4116-4501（9時～19時）